

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月12日 午前10時00分		
	延 会	3月12日 午後0時18分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成26年3月12日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第2号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第3号	今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第4号	今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について	質 疑
4	議案第5号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第6号	土地の取得について	質 疑
6	議案第7号	指定管理者の指定について	質 疑
7	議案第8号	村道路線の認定及び変更について	質 疑
8	議案第9号	平成26年度今帰仁村一般会計予算について	質 疑
9	議案第10号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	質 疑
10	議案第11号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	質 疑
11	議案第12号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	質 疑
12	議案第13号	工事請負契約について	質 疑
13	同意案第1号	教育委員の任命について同意を求める件	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

提案理由の中には、職員定数の見直しのため、この条例を提出しますとありますが、第2条の「92」を「93」に改め、第4条「23」を「22」とありますが、今回の定数の変更、その詳細。それから現在の定数、何名なのか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

今回、改正につきまして、村長部局条例定数「92」を「93」、教育長部局、現行の条例定数「23」を「22」、その1増の分はどこにいくかということでございますが、これについては経済課農政係を予定しております。そして現在の条例定数は120、平成26年3月時点で118、改正後は、条例定数120に対して、現有定数120となります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

定数が120ということで、去年までの減員数2名だったのが120になったということですが、これは毎年といいますか、二、三年前にもあったんですが、増になる分については、それは業務の拡大だというふうに理解しています。一方、教育委員会のほうが1減ということでなっていますが、それは支障はないということでしょうか。そこのところの説明を求めます。

それから定数のことなんですが、今、今帰仁村の場合は派遣がありますね。広域連合、後期高齢者と、これは条例によりますと、現在の定数に数えないというふうになっています。ということは、今帰仁村の定数は120名いるんですが、実際に定数に数えるのは118ということであれば、あと2名は増もできるのかどうか。別に増にしないでというわけではないんですが、そのことは定数条例とのかかわりからどうなるのかということになります。それと定数見直しについても、数年前から進んで、大体落ちているのかなとは思いますが、しかしその分、減った分、また賃金職員、長期臨時が入っているわけですので、そのつながり、かかわり、正式に定数があれば、本当は定数内で全て業務がこなせればいいんですが、定数から減数した分、その分、賃金職もふえているという現状をどのように考えているのか。先ほどの教育委員会の1減のほうは、支障がないかどうか。それと定数の2人の件で再答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質疑にお答えいたします。

教育委員会の職員定数1減ということで支障がないかということなんですが、特に支障はございません。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします

派遣職員は11番議員、東恩納寛政議員がおっしゃっているとおり、定数外の扱いとなっております。それで118ですが、増は可能かということでございますが、定数カウントはしておりませんので、あと2は枠があるということなんですけれども、派遣から戻った場合のことを考えますと、すぐ増にしますと、120を超えていく可能性がありますので、その辺は慎重に見極めながらやっていく必要があるんじゃないかなと考えております。

業務については、役場庁舎内に総務課を事務局といたしまして、係長、事務局レベルで行革策定委員会をいたしまして、賃金職員とか、臨時職員が持っている分も職員がどうにか分け合ってできないかということで、今回、内部で調整をし、進めた課もございます。そういうことでできる陣容の定数内で業務を分担して、住民サービスの低下を招かないように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時09分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございました。現時点で臨時職員11名です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時10分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、先ほど申し上げましたのは、職員にかわる臨時職員でございましたので、その他の臨時職員、そして賃金、これについては保育所、それからセンター、学校事務とか、いろいろございますので、数字を持ち合わせておりませんので、後ほど報告したいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁で理解しておりますが、定数の問題、この条例にもあるんですが、ほかの自治体に出向ないしは派遣のときには、これは定数にカウントしないと書いています。そして戻ってきたときの定数のカウントも、1年以内は、またカウントしないというのがあるわけです。今、120名いるわけですので、そのうちの2名は入ってないんですね。だから、例えば今年2人採用したとして、今年、もし広域ないし介護が帰ってきても、この1年間は計算しないとなっております。ですからその定数がオーバーになるということは問題ないわけです。それから今の広域連合、広域介護、後期高齢、どちらも簡単に終わるような自治体ではないと思いますので、そこについては定数を2人ふやすのは問題はないと理解していいのかなと思いますが、それについて。

それから今の定数の問題は、実際に「93」を「94」に、「92」を「93」に、「23」を「22」ということで、総数にはかわりはないんですが、定数条例は毎度出ていますけれども、行革の観点から、あと一步の例えば削減ということは、村長は考えていないのでしょうか。考えをお聞きしたいと思います。今の定数の2のことも含めて、お二人にお聞きしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 これまで行革の中で定数を大分削減してまいりました。今後、これ以上の削減は、今のところ考えておりません。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

定数外の派遣が2名いるから、当面は、しばらくと言いますか、いずれも派遣はやめることはないだろうということで、2があいているから、その分を見直す考えはないかということでございますが、その辺は業務量、そして村長の施策もございますので、その辺も慎重を期して、見極めながら検討すべきじゃないかと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第2.「議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、この理由の中に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の政令に関する法律の施行に伴い、社会教育委員の構成を一部改正する必要があるということで、ここに出ています。内容は、その中に家庭教育の向上に資する活動を行う者というのを追加しているんですが、ちょっと具体的に、家庭教育の向上に資する活動というのは、どのようなもので、そのための有識者、それはどういう基準で選定するのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

家庭教育の向上に資する活動を行う者とありますけれども、家庭教育を向上する者とは、考えているのは、今、PTA会長とか、そういう方を想定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時15分)

社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

有識者とは、基準はございません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑しますけれども、この1行が入ったことと、今までとかわらないということでしょうか。要するに、これは法律の改正があるためということなんですが、これまで選んでいたのは、学校長とか、学校退職者とか、いろいろあるかと思うんですが、この基準は何もなくて、ただ文言を入れただけになるのか。例えば、資格が必要とか、社会福祉士とか、いろいろあるかと思うんですが、そういったのは一切ないわけですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。特別に役職とかはございません。現在の分類と言うんですか、5名がいらっしゃるわけでありませけれども、学識経験者2人、学校1人、社会2人ということでありましたけれども、これは改正によって社会を1人減らして、PTA関係を入れたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第3.「議案第4号 今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第4号について質疑を行います。

この今帰仁村地域交流プラザというのは、通称パルということで使われていたものだと思いますが、今回、廃止するという主な理由、どういう目的で条例を廃止したかとありますが、その内容の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

今条例の廃止に資する主な理由としましては、地域交流プラザ・パルの指定管理につきまして、今帰仁村福祉協議会への管理しかできない内容になっておりました。それで現在の施設の老朽化、一部補修等、いろいろ勘案しまして、新しい社会福祉協議会に、パルにかわるスペースが確保できたことに伴って、現施設を多様な活用ができる施設にしていきたいということで、現条例を廃止していく考えでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 それは今、聞いたとおりになんですが、この中に土地や建物の多様な活用を図るためとあります。これは郵便局だったのを村の施設にしているというふうに聞いていますが、今後とも、これはそのまま使えるのかどうか。多様な活用を図るということは、一般に貸付をするか、または売買するかということになると思うんですが、現状はその建物の耐久性とかということ、使えるようになるのか。それが目に見えれば、補修もできると思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

現施設は、平成25年1月に施設に雨漏り等が生じているということがありまして、防水工事等の見積もりを取ったところ、110万4,000円の修繕費がきておりました。それと現施設につきましては、建物の構造が鉄筋コンクリート、軽量鉄骨造ということでありまして、外部につきましては、ある程度、老朽化もしている箇所もあると思います。鉄骨造については、今後、どういう使い方にするかによってでございますけれども、今後、使用可能かどうか、耐久テストなどを含めて、取り壊しが必要かどうか含めながら検討

してまいりたいということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第4号 今帰仁村地域交流プラザについて、提案理由によりますと、建物の老朽化が激しいということですよ。となれば、雨漏りもして、最初は平屋だったと思うんですよ。最初から2階ではなかったと思うんです。老朽化がひどいということであれば、解体して、新たに作り直して、村で使う予定はないんですか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 今回の条例につきましては、ただいま議員ご質疑の関係も含めまして、現在の管理につきまして、社会福祉協議会にしか管理委託できないような条例になっておりますので、それを廃止しまして、行政目的財産から普通財産に移管しまして、今後、多様な、取り壊しを含めて、今後、さまざまな活動の展開を考えていきたいということでの今回の条例廃止の提案でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 さまざまな多様を考えていると言いますけれども、どんなものをつくりたいという案がないと、取り壊しとか、防水加工しても意味がないと思うんです。金をかける必要が。だからある程度の計画がないと、これは雨漏りもある、恐らく雨漏りをやっていたら、防水でも、コンクリートの場合は、横とか縦、全部ひび割れもひどいし、恐らく今の状態を見たら解体しないといけないうるんです。それについて取り壊した場合は、計画的に何をやるのか、計画がないと、更地にして、ただほったらかすじゃなくて、いろんな計画があると思うんですよ。こういう計画がなければ、廃止しても何もならないんじゃないですか。どんな計画があるか。さまざまと言って、今から考えたら、また10年、20年かかりますよ。それについて、今で取り壊すんだったら廃止にしてもいいですから、計画はつくらないと何もならないですよ。この計画を聞きたいんです。なににしようか。何かやる計画はあるんですか、ないんですか。それをお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

現段階での行政目的での計画はございません。今後、意見を募りながら、どういう使い方がいいのか。取り壊して売却がいいのか。さまざまな角度からの検討が必要かと思っておりますので、今回の提案につきましては、パルの管理運営委託に関する条例を廃止したいという旨の提案でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第4、「議案第5号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

第26条中「100分の15を100分の18に改める」とありますけれども、詳しい説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

詳細の説明についてですが、提案理由のほうにもあげていますが、社会保障の安定財源の確保等を図る。税制の抜本的な改革を行うため。これは国の消費税法と地方税法の一部が改正されたために、今回、現行が5%の消費税が4月1日から8%に改定になります。それに伴う水道料金の改定ということで提案しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかりました。これはこの文章どおり、平成26年4月1日から、消費税分の値上げということで、水道料がそれだけ分値上げするという理解でよろしいでしょうか。これはあちこち、こういう問題が出てきている状況です。消費税分5%から8%という形で今帰仁村の水道料金も消費税分が4月1日から値上げということで理解してよろしいですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

水道料金の基本料金は変わりません。それに伴って、今回5%から8%に上がる3%分の水道料金に転嫁されていくものになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第5.「議案第6号 土地の取得について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第6号 土地の取得について、確認のため質疑を行います。

今回は、城跡関係のものがあると確認しておりますが、一番最後の土地の中で、全体の25%を占めているのが呉我山3,422平米ですが、その用途目的、それから単価、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

土地の表示の最後の呉我山三謝原、これは3,422平米となっておりますけれども、この用途は、あくまでも指定をして、公有化をして保存していくのが目的であり、最終的にはシイナグスクも発掘して、復元しないといけないと思っておりますけれども、単価は1筆の単価は申し上げられませんが、29筆の平均単価が平米当たり2,231円、坪に直しますと1坪7,376円となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁で理解をしております。全体の3分の1、ほとんど今泊ではあるんですが、シイナグスクの周辺施設の整備だと理解しておりますが、これまでに何度か購入もしております。合計でどのぐらいになったのか。資料があれば。それから今年、どのような計画をしているのか。そこまで答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在、指定地域ということで、購入ではないんですけれども、指定地域は33.3haとなっております。平成26年度、購入するのは29筆を購入するということになっております。そして次の指定に向けて、また新たに地権者から同意を求めて指定していく予定であります。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午前10時30分)

11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 理解しました。どちらにしても今帰仁城跡は、シイナグスクも一体の登録をされている世界遺産ですよね。ですから、ここのほうも大分前に知名度は上がってはいるんですが、やっぱり途中の道路なども、いろいろ入りにくいというところもあります。その辺の整備が入ってないかと思ったんですが、今回は土地の売買予定ですか。まだこれに絡んでもう少し買わなければならない土地があるのかどうか。答弁求めます。

○ **議長 久田浩也君** 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

まだまだ購入していかないといけない土地もございます。どういった理由かといいますと、やはり未相続、相続ができていない土地、あと同意が得られない土地がありまして、これを指定地域に指定して、同意をもらわないと指定できないわけありますので、まずは同意をもらって公有化を図っていきたいと思っております。まだまだ当分続くと思っております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** これで質疑を終わります。

日程第6.「議案第7号 指定管理者の指定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「質疑なし」と認めます。

日程第7.「議案第8号 村道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

これから歳入の質疑を行います。歳入1款村税から7款ゴルフ場利用税交付金までの質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「質疑なし」と認めます。

次に歳入9款自動車取得税交付金から22款村債までの質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ **1番 與儀常次君** 歳入、40ページ、2目民生費国庫補助金の1節、4節、5節、社会福祉費補助金、4節の臨時福祉給付金給付事業、5節の子育て世帯臨時特例給付金給付事業の説明と3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金の説明。

次に44ページ、1目民生費県負担金の2節身体障害者福祉費負担金の障害福祉サービス費、2億円掛ける4分の1の5,000万円の説明。

次に45ページ、3目保険基盤安定負担金の7,224万9,000円の説明を求めます。

次に46ページ、1目総務費県補助金、2節沖縄振興交付金事業補助金5億3,508万3,000円の説明。

54ページ、17款1目財産貸付収入の今帰仁村茸生産出荷施設の収入328万9,650円、これはトータルでこれだけなのか。第1茸、第2茸もありますので、説明求めます。

次に56ページ、18款寄附金、2目指定寄附金、1節地域活動拠点費指定寄附金の説明を求めます。以上。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午前10時45分)

福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えします。

40ページ、国庫支出金、2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費の460万円につきましては、障害者及び障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、事業を効果的に効率的に実施する事業でありまして、今帰仁村では成年後見人制度支援事業、日常生活用具給付事業等々がありまして、920万円の総事業費であります。その2分の1を国庫負担ということでの計上でございます。

2節安心子ども基金補助金31万2,000円につきましては、母子保健事業費24万円の計上につきましては、新生児訪問にかかる国庫補助金の計上でございます。養育支援訪問事業の7万2,000円につきましては、新生児訪問時におきまして、ハイリスクの子供につきまして、2回目、3回目の訪問をするための事業となっております。

続きまして4節臨時福祉給付金給付事業につきましての計上の6,439万2,000円につきましては、今回、消費税率3%増額によります低所得者に対する影響緩和ということでの国庫補助の計上でございます。10割補助でございます。

5節子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、1,508万7,000円計上してございますけれども、これにつきましても子育て世帯に対する消費税3%上昇に伴う生活支援のための国庫補助金でございます。10割補助であります。

続きまして3目衛生費国庫補助金、1節の衛生費補助金の36万9,000円につきましては、女性特有のがん検診推進事業でありまして、二十歳、25歳とか、節目の方々の女性にクーポン券を配布して、乳がんとか、子宮がん検診をしてもらうための事業でございます。2分の1の国庫補助となっております。

続きまして44ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の2節身体障害者福祉費負担金の中の障害福祉サービス費2億円の計上で、県補助が4分の1ということでございますけれども、その事業につきましては、障害を持つ方の社会活動や介護者居住者等の状況を踏まえ、個別ごとの介護給付や

訓練給付、補装具等のサービスを受けることによって、対象者の自立支援や負担軽減を図るための事業であります。本村におきましては補助具の給付とか、それから、おとぼの杜とかの利用者の方々への給付のための事業で、県4分の1の補助となっております。国2分の1、県4分の1、村4分の1の負担という事業となっております。

45ページ、16款県支出金、1項県負担金、3目保険基盤安定負担金につきましては、7,224万9,000円計上してございますけれども、保険基盤安定金につきましては、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税の負担を緩和及び国保の財政基盤の安定を図るための事業であります。県4分の3、村4分の1の負担ということでございます。保険基盤安定金の保険者支援分につきましては、国保の保険料軽減の対象となった平均保険料の一定割合を国庫2分の1、県4分の1、村4分の1の負担によって、国保の財政の安定化に資するための事業でございます。

後期高齢者基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療の同じく7割、5割の軽減を受けた保険料の減額分につきまして、県が4分の3負担し、村が4分の1負担する、後期高齢者医療の保険基盤の財政安定化に資するための負担金でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

46ページ、歳入の16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございますが、これにつきましては2月28日の全協の予算説明会の中でも説明したとおりでございますが、総務費県補助金の沖縄振興特別推進交付金が大きな増の要因でございます。その主な要因としましては、後ほど歳出でも個別に詳細の説明をいたしますけれども、まず今帰仁村地域安心・安全告知事業、それから地域活動拠点活性化事業、それから村総合運動公園施設機能強化事業、それから景観形成強化事業、以上となっております。

56ページでございます。これの寄附金、2目の指定寄附金につきましては、玉城区に設置する地域活動拠点活性化事業の負担分の寄附でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

54ページです。歳入で財産運用収入の中の今帰仁村茸生産出荷施設、これにつきましては本村では、平成14年にエノキ生産出荷施設、平成25年にエリンギの出荷施設と、2つの出荷施設がございますけれども、いわゆるこの出荷施設の収入は第一施設でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体は理解できました。3点ほど、再度質疑していきたいと思っております。

44ページ、16款県支出金、1目民生費県負担金の障害福祉サービス費、対象者は何名ほどおられますか。答弁を求めたいと思っております。

次に、54ページ、財産貸付収入の今帰仁村茸生産施設の今の金額は第一施設だけだということでしたが、第二はどうなっておりますか、説明求めたいと思っております。

次に、18款寄附金、2目指定寄附金は、地域活動拠点活性化事業云々とありますが、これはたしかに

玉城の公民館の建設云々費用だと思っておりますけど、これで今帰仁村の公民館建設は、大体終わるのかどうか。また別に、老朽化してきている公民館等もございますけれども、今後、どういう方法で展開していくのか。説明求めます。以上。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページ、16款1項県負担金、1目民生費県負担金の障害福祉サービス費の対象者はどれだけですかというご質疑でございますけれども、対象者の利用される方と利用していない方もいらっしゃいますので、利用されている延べ人数が、平成24年度の実績で149名の利用でございます。多くの地域生活に密着したサービスを提供してございますので、サービス提供事業所もふえて、利用者の利用回数もふえている関係で、福祉サービス費が増額となっている現状でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

質疑の趣旨としましては、第二生産施設の使用料、家賃についてなんですけれども、約707万円の契約となっております。現状では、今の状況では、計上はしておりませんが、3月までの家賃としましては、あと家賃になっていますので、経営状況等々を勘案しながら、適切に計上できるものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

一括交付金を活用して設置する地域活動拠点施設は、玉城区で終わりかということでございますが、またほかにもありますかということでございますが、現時点において、要望といたしまして、今泊区から要望があります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 再度質疑したいと思います。

54ページ、財産貸付収入、今、課長の説明では第二茸工場は、まだ入っていないということですけど、入るべきですけど、まだ入っていないということなのか。707万円と報告があったんですけど、まだ利益が上がっていないから、まだ取れない状況なのか。説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ただいまの茸第二生産出荷施設につきましては、平成25年1月18日契約で、平成25年3月29日から試運転して、その後、二月、三月ぐらい稼働に乗っているような状況で、今、収支においても、なかなか沖縄県緊急雇用創出事業とか、補助事業のバックアップで、今、運営しているような状況の中で、なかなか厳しいものがございますけども、平成26年、本年度から順調に稼働していけば、それなりに適切に運用収益として使用量が賦課できるものと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番。

○ 1番 與儀常次君 今、課長の説明では、平成26年度の営業がプラスに転換したときに取れるという形ですけれども、これは入るべき収入が入らなくなったということで理解していますけど、今後、これがプラスに転換する見込みは、どのように考えておりますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

決して、この使用料が免除という規定ではなくて、経営の状況云々勘案して、繰り延べていくということでございます。経営のこれからの状況というご質疑でございますけれども、これに関しては、村としましても、できる限りのバックアップを今後とも一緒にやっていきたいなと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 歳入の50ページ、16款の県支出金、3項県委託金、1目の総務費県委託金の2節徴税費委託金の説明を求めます。

次に、52ページ、17款の財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の1節土地貸付収入の合計欄の説明、計算の説明。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

50ページ、16款3項1目総務費県委託金、2節の徴税費委託金でございますけれども、現在、村民税の徴収に当たっては、県民税と市町村民税合わせて徴収しておりますけれども、これは地方税のほうにおいても規定されておりますけれども、市町村が個人の都道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を保障するために、徴収取扱費を市町村に交付しなければならないということに基づく徴税費委託金でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時18分)

総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 52ページから53ページにかけて、まず53ページの下から4行目、土地貸付(経済課)がありますね。ここの部門が違って、線を引いていただいて、歳入の下のほうは、3つ足し算をしまして、計算したら44万4,150円になります。上のほうは総務課の管轄なので、足し算をするときに、歳入の場合かなりの件数があるんですが、1,000円未満を切り捨てするような計上になりますので、量があつて大変なんですけど、計算したら759万2,000円、そういう形になるものですから、合計がそうなるということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 説明の欄の計算方法、これは僕らからすると全体的にやるもので、差が出ると思うんですけども、そういう説明はちゃんと担当課のほうで備考欄にでも書く方法をしたらどうかと思いますね。そうしないと自分たちはずっと一緒にやるものだから、経済課も入っているということであるんですけども、そういう指摘も、ぜひやっていただきたいなと思います。計算方法ですね。

それと50ページの徴税費委託費、先ほど課長の説明があつたんですけども、もう少し詳しく説明を求めます。

去年は徴税義務者数とか、そういうものでの計算になっていたと思うんですけど、そのあたり今回、どういうふうな計算方法でやられているのか。説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時22分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16款3項1目2節徴税費委託金でございますけれども、算定基礎につきましては、納税義務者数掛ける1人当たり3,000円ということでございまして、2,861人の3,000円ということで、858万3,000円を計上しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入、47ページの有害鳥獣駆除対策事業75万円ですが、それと今帰仁村6次産業化推進事業と48ページ、モリングの先進的研究開発・商品化推進事業、そして6次産業を活用した観光推進事業、そして教育費県補助金の学校教育費補助金の4節放課後児童健全育成事業の件について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

47ページ、有害鳥獣駆除対策事業、これは平成25年の12月補正でも計上しておりますけれども、カラスのクチバシの買い取り事業、事業費としましては150万円、150万円の2分の1の75万円が県の補助という事業でございます。

下の欄の沖縄県緊急雇用創出事業補助金で、今帰仁村6次産業化推進事業、これも前年の6月補正で計上しております、平成25年7月から平成26年6月までの計上で、結局は平成26年4、5、6月の計上になります。この6次産業化は、いわゆるクワンソウの6次産業化になっております。

次のページの48ページ、モリングの先進的研究開発・商品化推進事業、これも平成25年度の12月補正だったと思いますけれども、平成26年1月から平成26年12月までの1カ年の緊急雇用でございまして、継続事業ですので、4月から12月までの計上となっております。これは諸喜田農園への補助となっております。

一番下の欄の6次産業化を活用した観光推進事業、これも平成25年度の12月補正でやりまして、平成26年の1月から平成26年の12月まで、いわゆる平成26年度は4月から12月までの計上ということです。これの対象は、農業生産法人のあいあいファームへの助成となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

48ページ、6目教育費県補助金、4節学校教育費補助金の中の放課後児童健全育成事業の歳入の871万2,000円につきましては、平成25年度に事業を始めております、村内学童保育施設に対する運営費の補助事業でございます。総事業費としては、1,306万8,500円を今年度見込んでございまして、そのうちの3分の2が県・国の補助になりまして、871万2,000円を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 クワンソウ対策事業ですが、平成25年からと言っていますが、まだ実施はやっていないわけですよね。実施はいつからするんですか。買い上げの実施ですね。

そして6次産業の推進事業、これは平成24年からずっとクワンソウだけですか。ほかにもありますか。

それとモリングの先進地研究開発・商品化推進事業、これは12月もたしかあったと思うんです。同じ会社を立て続けに補助をあげていいのか。問題ではないかと思えます。

そして6次産業を活用した観光推進事業、これはそこだけではなくて、ほかにもたくさんあると思うんですよ。今やろうという計画はですね。これも見直したほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

そして学校教育費補助金の放課後児童健全育成事業ですが、今、今帰仁村は何件にこの補助を与えているのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず有害鳥獣駆除対策事業の実施時期については、この平成26年度分については県からの指令等があった時点で実施できるものと思えます。

今帰仁村6次産業化推進事業、クワンソウですね。これは補正で去年の6月補正から1カ年ですので、年度がまたがってしまうわけです。7月から6月ですので。4、5、6月を計上しているということでございます。

モリングの先進的研究開発・商品化推進事業、誤解なさないように、これも12月で補正して、平成26年1月から12月ですので、これも年度をまたいでしまうと、4月から12月について、モリングのこれに特に2回あげたとか、そういう意味ではなくて、1年の緊急雇用対策事業ですので、その分の平成26年度分が計上されているということです。

最後の6次産業を活用した観光推進事業もモリングと一緒に、平成26年の1月から12月ですので、年度をまたいでいます。これは平成26年度分の4月から12月までの計上になっております。ご指摘の6次産業を活用した観光推進事業というのは、あちこちにあるんじゃないかということですが、これはこの事業体が申請していただかないと、物は進みません。村の立場としては、いろんな申請に対して、全てをきちんと計画書のできたところは、県のほうに上げて、県の判断というか、県が審査をして、事業を採択していただくということですので、決して村のほうで選択しているわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

48ページの放課後児童健全育成事業に対する村内の学童事業所の数なんですが、現在、対象になり得るのは4施設ございます。平成25年度の実績においては、3事業所のほうから申請が上がって運営費補助金をいただいておりますが、1施設は保留になっております。今回の平成26年度予算に関しては、4施設分の見込みの事業料として計上しております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 予算によっては全部またがっているということで理解していいわけですね。わかりました。

放課後の待機児童は、まだたくさん、行かせたいけれども、事業所が少ないと思うんです。勉強も全部教えているみたいですから、こういう施設は。学校が終わってからですね。また親も安心して預けられるし、補助をもう少し上げてもいいんじゃないかという気がするんですが、どうですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 本来の事業としましては、村独自ということではなくて、県の放課後児童健全育成事業の補助金交付規定にのっとって計上しておりますし、また村条例もそのように作成されております。それ以上の補助となると、また財政的な問題もございますので、県の補助事業の中で対応していきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時36分)

ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 48ページ、先ほど8番議員からもあったんですけども、学校教育費補助金なんですけれども、これは歳出のほうを見ますと1,306万8,500円となっていますので、これは村負担分も入れるとそうなるのかなと思うんですけども、これはその事業の趣旨、目的はどういうふうになっているか。と言いますのは、施設に対する補助なのか、子育て支援事業の中の一環として、補助事業をあげることによって、保育料を軽減させるための事業なのか。そこら辺、答弁を求めます。

続きまして53ページ、財産収入の1目財産貸付収入、1節の土地の貸付収入で、53ページの下からいきますと、沖縄電力さん、西日本の次です。草地個人貸付分というのがありまして、これは経済課ですね。これは平成25年には、45万3,150円計上されているんですが、と言いますと3万5,500円、今回は少なくなっているんですけども、その少なくなった原因の説明を求めます。

続きまして57ページ、歳入、19款繰入金の1目繰入金の中で、1節繰入金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、これはふるさと納税だと思うんですけども、今回120万円計上されているんですけども、平成25年度は1,000万円計上されているんです。なぜ平成26年度は120万円になったのか。

それとその下のほうです。今帰仁村園芸農業活性化基金774万円になっているんですけども、平成25年度は704万1,000円でした。と言いますと、70万円ほど増になっているんですけども、その原因。以上、3点です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

48ページ、放課後児童健全育成事業につきましては、県内からの問題でもあるんですが、放課後の児童を受け入れて、子供たちの保育に資するために、親の軽減負担も含めてになります。そういう学童保育施設の運営費を補助してあげると、運営の健全化を図り、ひいては学童保育に資する親の負担、保育料の軽減を図っていかうというのがそもそもの子育て支援の考え方になっています。村内においても、学童保

育4事業所ございまして、連絡会議、いろいろ勉強会なども開かれているんですけども、平成25年度の予算、事業を受けて、健全化が図れていくということで、村内の学童の事業所の皆さんのほうから報告を受けておりますが、運営費の補助をいただいたので、保護者のほうに還元したいということで、学童保育料の軽減を図るということで、料金の値下げに現在つながっております。その報告がきておりました。そういった形で運営費を補助することによって、継続的な学童保育の運営ができていくということで、子育て支援に資する目的になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

53ページ、土地貸付（経済課）、草地貸付分です。これが前年度より、若干少なくなっている原因は、今帰仁アグーへの土地の売却に伴う貸付面積の減でございます。

57ページの今帰仁村園芸農業活性化基金の774万円の基金からの繰り入れなんですけれども、前年度の当初予算では、アドバイザーの報酬が70万円で当初予算組みして、あと補正で70万円補正して140万円ということで、今年はこのアドバイザーは当初予算で140万円組んでいますので、70万円の増は、その分でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 先ほどの質疑にお答えします。

57ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の繰り入れのほうです。去年では1,000万円ということで、去年の当初予算の目的は、当初予算ベースで観光協会への補助金の充当として350万円、スクールバスの運行費として650万円で1,000万円でした。今年度の120万円は文化財保護委員のほうの文化財をアピールする印刷物、製本への120万円の充当ということですので。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 48ページの件なんですけれども、実は、なぜこの質疑をしたかと言いますと、去年も質疑したんですけれども、去年からこの事業は始まっていると思うんです。その中で親の負担を軽減するということだったんですけど、その時点で、幾ら軽減されているのかということで質疑したんですけれども、調べていないということで、今回も質疑するんですけれども、値下げ幅は実際幾ら値下げされているのか。もう一つ、総事業費で1,306万8,000円、その計算基礎、これは児童に対する幾らかの金額があって、児童数掛けるで出てきたのか。学童施設、4学童ということなんですけれども、計算基礎の出し方があれば、なぜ1,300万円が出たのか。学童保育の対象、幼稚園児、小学校1年も含むのか、低学年までも含むのか。対象者の答弁を求めます。

53ページの先ほどの草地の個人貸付分の減の件なんですけれども、これは今帰仁アグーさんに土地を売却したということなんですけれども、実はその貸し付けの上に行きますと、有限会社平山畜産で9万7,344円というのがあるんですよ。平山畜産は牛舎だと思うんですけれども、一方は売って、一方は貸し付けすると、どういうことで今回、村有地を処分したのか。平山畜産さんも処分してくれと言えらるのか。同じ豚舎と牛舎なんですけれども、畜舎を建てさせて、一方は売る、一方は貸し付けする。どういうふうになったのか。答弁求めます。

57ページについては先ほどの説明で理解しましたので、以上、2点について伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

53ページの議論になっております草地個人貸付分、一方は貸し付けて、一方は売却したかということなんですけれども、両方の事業導入の事業に違いがございまして、今回の今帰仁アグーの事業は、畜産担い手事業の中で、これは事業主体自体は農業開発公社がやります事業なんですけれども、事業の要綱・要領の中で、この畜舎の底地になるものは、所有じゃないかとできないということで、賃貸では認めないという事業の趣旨がございまして、今回、売却ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

48ページの放課後児童健全育成事業の事業費の計算式でございしますが、この事業の対象となるのは、小学校1年生から6年生までとなっております。補助事業としては、そのうち幼稚園生なども受け入れはしておりますが、その事業の生徒数のカウントとしては小学生が対象となっております。児童数と預かり保育をする時間数とか、そういったもろもろで施設によっては、補助額がかわってくるという計算式があるんですけど、今、手元に持ってきてないので、細かいところまでは報告できませんが、それに応じての補助額の算出になっております。

それから保護者の負担軽減はどれぐらいになっているかということなんですけど、そちらのほうは学童保育の事業者のほうから幾らだったものが、幾らに改定しましたという報告を受けておりますので、申しわけありません。それも今、手元にないものですから、後で細かい報告は書面でもって報告いたします。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 細かい資料については、後で提出していただくとして、その4学童別の補助額、1,300万円の内訳の答弁を求めます。

53ページの件なんですけれども、これは事業の違いによって売却しなければならないということなんですけれども、補助事業だと思うんですけれども、あれは担い手事業については、公社が事業主体で、公社と個人はどういう関係になっているのか。今回、土地を売ったのは、公社に売ったのか、事業を受けた個人に売ったのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

48ページの放課後児童健全育成事業ですが、4学童とも人数のカウントがされていまして、計画書が別にごございますので、先ほどのお話と一緒に書面でもって報告させていただきます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず事業主体であります公社と村と農家の関係では、公社が事業主体で、受益者ということで農家がございまして。農業生産法人です。この場合、村と三者で契約を交わしまして、分担金については、分担金徴収条例も前の議会でも提案しましたけれども、分担金について受益者を村が取って、分担金を事業主体で

ある公社に納めるというふうな関係でございます。そして完成後は、事業主体からの譲渡が受益者との関係でございます。今のご質疑の土地の名義変更は、受益者への名義変更となります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。2番。

○ 2番 石川清友君 53ページの件なんですけれども、先ほどの説明で納得いったような、いかないような話になったんですけれども、公社に売って公社から受益者に売ると、なぜ最初からその受益者に売らないのか。土地の件を今言っているんです。土地の名義の件なんです。村は売却したという話で、土地をどこに売却したのかなんです。それが公社なのか、受益者なのかと先ほど質疑しました。そしたら、公社に売却して、公社が受益者に売却したということじゃなかったですか。自分が聞いたのは土地の処分の話です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 補足で答弁いたします。

この土地の売却は、受益者であります今帰仁アグーへ売却しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時57分)

ほかに質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 質疑を行いたいと思います。一般質問でもやったんですが、いまいち、わかりにくかったので、40ページ、歳入の15款国庫支出金、4節の臨時福祉給付金6,439万2,000円というのがありますが、その中の臨時福祉給付金の5,259万円、この下の子育てのほうはそのとおりでいいんですが、一般質問の答弁の中の5,259万円の該当者が4,500人というふうに出ていました。給付金は1人1万円ですので、これそのままですと、5,259万円ですので、5,200人分になっていますね。その説明を求めたいと思います。

次は50ページ、県支出金の総務費県委託金の総務委託金の中の節の中に530万1,000円のうちの旅券事務権限移譲交付金、パスポートだと思いますが、これは何名分を想定しての12万2,000円なのか、答弁を求めます。

次のページ、52ページ、財産貸付収入です。これは真ん中あたりに土地貸付収入803万6,000円がありますが、真ん中あたりの商工会の16万5,755円、これは以前にもでて、毎回でているんですが、商工会からの要望がありまして、商工会という会の性質から、村の代弁ということにもなっているんで、このことは全部免除してくれということの要望が何度かあって、3年ほど前から免除していると思っておりますが、毎回でていますね。それをどのようにしているのかを、今回、収入として入っていますが、その扱いを答弁を求めます。

次のページ、同じ財産貸付収入の中に、第一茸今帰仁村茸生産出荷施設とそれからその上の家畜市場77万3,411円と328万9,650円、これは前は農林水産使用料として、歳入の目がありました。目の変更の理由、金額は全く同じですが、変更の理由。

63ページ、64ページ、雑入です。63ページにある雑入の説明です。タイワンハブ販売代、これは何匹を

想定しているのか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時01分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

40ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金の2項民生費国庫補助金、4節臨時福祉給付金5,259万円についてお答えいたします。きのうも一般質問のほうで説明しましたとおり、対象者は、平成24年度の課税状況調の中から、4,500名は抽出しております。さらに議員指摘のとおり、老齢基礎年金受給者、それから児童扶養手当の受給者を加味して、その分が759万円ございますけれども、それを加味した金額が5,259万円ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時02分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

50ページ、16款3項1目総務費県委託金、1節総務費委託金、旅券事務権限移譲交付金でございますけれども、これにつきましては1件当たり936円掛けるの131件ということでございます。これが12万2,000円ということで計上してございます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

52ページ、土地貸付収入の商工会がございましてけれども、それについては、今議員ご指摘のとおり、商工会より免除の申請がございました。ただ、役場内で議論したところ、免除は好ましくないんじゃないかということで、その分、商工会補助金のほうに上乘せして、平成25年度も支出しております。

もう1点、53ページの家畜市場と茸建物貸付収入ということで、款項目がかわってございますけれども、これについては非常に内部的な問題で、歳出を担当しております会計管理者のほうから款項目の性質上、ここが好ましいんじゃないかということで、農林水産業費の使用料のほうから、そこを廃目にして移したと、内部的に会計管理者のほうからのご指摘でございました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ご質疑にお答えします。

63ページ、21款諸収入、4項の雑入の中のタイワンハブ販売代の計上の調定についてでございますけれども、この件につきましては、南城市玉城にあります株式会社南都と覚書を交わして販売しております。大小問わず、買っていただきまして、1匹1,500円で200匹の予定で計上しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時08分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 臨時福祉給付金の分、5,259万円、これはたしかに一般質問でもあったんです

が、端数が出るはずなんですが、該当者に老齢福祉とか、そういったのは5,000円だったと思うんですが、1万円を見ているわけですか。この759万円というのは75人分ぐらいだと思うんですが、これは追加は1万円プラス5,000円だったと要綱にあったと思うんですが、そこのところ多すぎるのかなと思うんですが、4,500人がそれに1万円から1万5,000円ぐらいになるという計算ではないかと思うんですが、ちょっと細かいようですが、再度説明を求めたいと思います。

それから組み替えの件は理解しましたので、それはいいんですが、財産貸付収入の商工会費ですが、これは前からあったんですが、当初のものを歳出も確認しているんですが、16万5,765円という数字は出ていないので、当初では補正しないということなのか。例えば9月なのか、それは歳出に出ると思うんですが、商工会費としての貸付収入の16万5,755円は、一たん収入として入って、その分をまた補助金としてやるというふうに理解していますが、今年当初予算には組んでないということなのか。再度説明を求めたいと思います。

それとタイワンハブの件ですね。63ページ、これは去年だったか、ハブ類は全てだったと思うんですが、タイワンハブに限定されるのかどうか。ヒメハブとかありますね。ほかのものも含めて。それからその収入というのは、糸満に売った収入だと思うんですが、購入費用としては、タイワンハブだけを販売するのか。ほかのハブは該当しないのか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

例の商工会の補助金の件ですけれども、今ご指摘のとおり、それに見合う分は補助金としてアップしてあげると、実は当初予算のベースで見ていただくと、それが見えないということなんですけれども、これは私が言うのもなんですけれども、当初予算を組むときに、なかなか歳入歳出が組めないということで、ほとんどカットされているんです。私どもとして、また村としましては、近々の補正あたりで適正に補正して、処理して対応したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

40ページの臨時福祉給付金給付事業に関する件でございますけれども、非課税世帯の対象者が4,500名、そのうち数で老齢基礎年金受給者、それから児童扶養手当受給者が1,518名、足した数字が5,259万円となるということで計上してございます。

続きまして63ページのタイワンハブの販売につきましてでございますけれども、これにつきましては株式会社南都への販売ということで、1匹1,500円ですね。これにつきましてはシマハブとタイワンハブが限定です。村が買い上げるものにつきましては、タイワンハブ、ハブ、ヒメハブまで、ある程度、毒を持っているハブは買い上げますと、アカマタとか、オーナジャーとかは買わないということになっております。村が買う場合はですね。販売についてタイワンハブとシマハブということです。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時13分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 補足で説明します。

買い上げは台湾ハブが主ですけれども、シマハブもハブ酒とか、ハブ茶にしますので、その材料として株式会社南都さんが買い上げているところがございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時14分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 台湾ハブ代ということで計上しておりまして、誤解を与えていますけれども、台湾ハブを中心にシマハブ、ハブ酒に利用できるものにつきましては、買い上げさせていただいているということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時14分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 答弁漏れでお答えいたします。

台湾ハブ販売代とあるのは、台湾ハブとシマハブを買い上げさせていただいているところがございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 商工補助金です。何かごまかされた感じだったんですが、そうではなくて、歳出でやろうと思うんですが、歳出には商工会補助金で300万円というのがあります。その中に入っているわけじゃないでしょう。16万3,000幾らかというのは、埋没していると言われたら、商工会としてはどこに入っているのかわからなくなりますよ。前回、前々回、9月補正でこの金額がそっくり出ていましたので、今度もそうするのかどうかと聞いているんです。商工会も当初の予算で組むわけですから、いつ使えるかわからないというのは困ると思いますので、そのときはとりあえず庁舎内の議論の中で、ほかは取らないというわけにはできないということを聞いていましたので、それはそれで理解して、そのかわり補助金に入れるということで、後で入っていました。今回もそうするのかどうかを聞いているわけです。予算の組み替えはどうでもいいんですが、この金額が出てくれば、商工会としては、今の土地を免除されたということになるわけですので。それはどうせなら当初に組んでもらえればいいんじゃないかと思います。再度答弁を求めたいと思います。

台湾ハブ類というのは、今言ったように、台湾ハブ類というふうに理解していいんですね。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

先ほども答弁の中で話ししましたがけれども、今回、当初予算の中では、見えないという部分がありますけど、これは当初予算で、なかなか予算が組みきれないということで、そういう状況になっております。補正で商工会からの要望はきちんと反映させるように補正で対応しますので。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

タイワンハブ類とタイワンハブ販売代と計上してございますのは、実は現在、タイワンハブが主でシマハブは年に1匹取れるかどうかの現状であります。それでタイワンハブ販売代として雑入のほうに計上しているものは、正確にはタイワンハブ等ということで、タイワンハブ及びシマハブということで、限定して計上していきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これ歳入9款から22款までの質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後0時18分)